

感染症予防・まん延防止のための指針

中標津町児童デイサービスセンター

1. 感染症予防・まん延防止に関する指針

感染の予防に留意し、感染症発生の際には原因の速やかな特定と対応、まん延防止に努め早期終息を図ることを目的とする。また、指針を基にして、全職員が施設内感染予防対策を把握し支援が継続・提供出来るように取り組むことを目的とする。

2. 感染症の予防・まん延防止のための感染対策委員会の設置

- ①設置の目的 施設内での感染症を未然に防止すると共に発生時の対策を検討する情報を整理し、全職員へ周知徹底を行う。
- ②感染対策委員会の構成委員
 - ・管理者 ・児童発達支援管理責任者 ・感染対応担当者
- ③感染対策委員会の開催
 - 年間数回の開催を予定するが、感染症の発生に応じて臨時的に開催する。
 - 感染症未然防止、まん延防止等の検討を行う。
- ④感染対策委員会の役割
 - ア) 施設内感染対策の立案
 - イ) 指針・マニュアル等の作成
 - ウ) 施設内感染対策に関する職員への研修の実施
 - エ) 利用者・職員の健康状態の把握
 - オ) 感染発生時の対応と報告

3. 職員研修に関する基本方針

- ①研修プログラムの作成
- ②定期的な教育（年1回以上）
- ③その他、必要な教育・研修

4. 感染症発生時の対応

感染症が発生した場合には、まん延、拡大予防のため速やかに対応する。また状況に応じてBCPを発動して利用者に不利益が生じないように対応する。

- ①発生時は手洗いや排泄物・嘔吐ぶつの適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう注意する。
- ②中標津町・保健所の指示を仰ぎ、必要に応じて施設内の消毒を行う。

5. 感染症に関する苦情

感染症に関する苦情については、その都度適切に対応する。

6. この指針の閲覧について

この指針は、当施設の事務所に常設し、かつ中標津町ホームページに掲載し、いつでも自由に閲覧することができることとする。

附則 令和5年10月1日より施行する。

